

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：京丹波町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,708
自給的農家数	686
販売農家数	1,022
主業農家数	74
準主業農家数	120
副業的農家数	828

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,293
女性	620
40代以下	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	51
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	5
農業参入法人	0
集落営農経営	37
特定農業団体	2
集落営農組織	35

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	1,420	237				1,660
経営耕地面積	913	110	80	30		1,023
遊休農地面積	9	3	3			12
農地台帳面積	1,527	316	316			1,843

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 33 年 2 月 10 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	—
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	22

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,660 ha	241.3 ha	14.53%
課 題	農業従事者の高齢化に伴い、不耕作地が増え、また相続による離農や町外在住の農地所有者が増加傾向にあり、遊休農地が増加していることから、農業委員会と関係機関が連携して利用調整を行うなど、尚一層に農地の確保・有効利用を図っていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 247.3 ha (うち新規集積面積 6 ha)	
目標設定の考え方:地域(3地区)ごと2ha程度の集積を目指す。		
活動計画	年間を通して ・利用権設定の期間満了時に再設定の手続き案内の送付を行い、設定率向上につなげる。 ・利用権設定時の賃借料情報を広報紙等に掲載し、農業者への周知を図る。 ・町地域農業再生協議会と連携し、農業経営改善計画の作成支援や経営改善に必要な情報提供、個別相談を行う。 ・持続可能な地域農業のため、京力農場プラン(人・農地プラン)の作成について、地域へ働きかけを行う。	

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1 経営体	2 経営体	0 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0. 5ha	0. 9ha	0ha
課 題	有害鳥獣被害、畦畔管理重労働、米価の下落により、農業を営む担い手の確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	2 ha
活動計画	町農業再生協議会等と連携し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,843 ha	12 ha	0.72%
課 題	農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加。また、米価の下落による農業者の意欲低下も顕著に現れている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.5 ha 目標設定の考え方:前年度の数値を鑑みて目標値を継続する。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	41人	8月～10月	10月～11月
	農地の利用状況調査 調査方法	・全農地を調査対象とし、地域担当の委員を定め目視により巡回調査を一斉に実施する。 ・遊休化した農地は、内容を精査し地図等に記録する(写真撮影も有り) ・調査後、管内の全調査記録票を取りまとめ、意向調査の資料を作成する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～12月	1月～2月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,660ha	0ha
課 題	農業委員会だより等を活用し、農地法遵守の啓発を行なっているが、農業委員会の委員のみでは、早期発見に限界がある。府の行政組織とも連携を図り、一体となつた取り組みが必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員による農地パトロール(毎年10月実施)を行い、無断・違反転用を確認した場合には、速やかに指導を行う。 ・農業委員会の広報紙(1月発行分)に法令遵守の啓発を掲載し、農地所有者の意識を高める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

